

放課後児童クラブの利便性向上を求める決議

放課後児童クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業の終了後等に児童館などを利用して児童を預かるとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図っている。

本市では放課後児童クラブが60か所開設されており、その開所日は祝・休日、年末年始を除く月曜日から土曜日、開所時間については、下校後から午後7時まで、また土曜日と夏休みなどの学校休校日では、午前7時30分から午後7時までを、児童1人につき、月額7,000円、8月にあっては9,000円で利用することができる。

昨今では、少子化により児童数は減っているものの共働き家庭が増え、その利用率は年々高まっており、兄弟姉妹のいる世帯では、同時に入所することも珍しくない。一方、長期化する物価高の影響が様々な人たちに及んでおり、特に子育て世帯については、物価高による日々の生活費への影響は大きく、併せて放課後児童クラブの利用手数料の負担も鑑み、兄弟姉妹による同時入所を躊躇せざるを得ない。

よって、本市議会は、少子化対策及び子育て支援の一助として、放課後児童クラブに同時入所する2人目以降に係る利用手数料の減額を図ることについて、速やかに実施するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年6月26日

一 宮 市 議 会